

福岡県中小企業脱炭素化緊急支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡県中小企業脱炭素化緊急支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金交付要綱（令和5年12月21日総行政第327号）及び福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）、その他の法令及び関連通知の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 本事業は、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、県内中小企業者等による再生可能エネルギー設備、省エネルギー設備及び蓄電池の導入を支援することにより、県内中小企業者等のエネルギーコストの削減及び脱炭素化（温室効果ガス排出量の削減）を推進することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 大企業

中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する中小企業者以外の者であって、事業を営むものをいう。

(2) 中小企業者等

福岡県内に事業所を置く法人及び県内を住所地、居所地又は事業場等の所在地とする納税地において青色申告を行っている個人事業者をいう。ただし、大企業、国、地方公共団体、独立行政法人、並びに国及び地方公共団体からの出資又は費用負担の比率が50%を超える者を除く。

(3) 県内事業者

福岡県内に事業所（以下「県内事業所」という。）を有し、事業活動を行っているものをいう。

(4) エコ事業所

福岡県の「エコ事業所」登録制度実施要領に基づく登録を行っている事業所をいう。

(5) SBT

パリ協定（世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする世界共通の長期目標が示す水準）が求める水準と整合した、5年～15年先を目標として企業が設定する、温室効果ガス排出削減目標をいう。

(6) SBTi

企業に対し、どれだけの量の温室効果ガスをいつまでに削減しなければならないのか、科学的知見と整合した目標を設定することを支援・認定している、世界自然保護基金(WWF)、カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト(CDP)、世界資源研究所(WRI)、国連グローバル・コンパクトの4者からなる共同組織をいう。

(7) SBT認定

SBT（中小企業向けSBTを含む。）として、SBTiが認定したものをいう。

(事業実施期間)

第4条 事業実施期間は、交付決定日から当該交付決定日が属する県の会計年度の2月10日までの期間内であって、次に掲げる事業着手日から事業完了日までの期間とする。ただし、知事がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

(1) 事業着手日

対象設備の購入又は設置工事に係る契約書の発行日のうち、最も早い日をいう。

(2) 事業完了日

対象設備の設置工事に係る工事完了日又は支払い義務額を支払った日のいずれか遅い日をいう。

(補助金の交付対象者)

第5条 知事は、次の各号のいずれにも該当する者のうち、必要かつ適当と認める者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

なお、脱炭素化の取組を広く推進するという本事業の目的を踏まえ、業種や機器・設備の多様性等を考慮した採択を行うことがある。

- (1) 県内事業者であり、中小企業者等であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 第9条第1項の規定による補助金の交付の申請時まで確定している直近の決算状況において、債務超過の状態にないこと。
- (4) 県税その他の租税を滞納していないこと。
- (5) 法令に抵触し、補助対象として不適当と認められる事業者ではないこと。
- (6) 「福岡県脱炭素経営はじめの一步。応援プログラム（福岡県中小企業脱炭素経営推進事業）」において「温室効果ガス排出量の削減目標を設定済み」であるか、又は「SBT認定を取得済み」であること。
- (7) 補助金により設備を導入する事業所は、県内事業所であること。
- (8) 補助金により設備を導入する事業所において、継続的な事業活動を行うものであること。
- (9) 補助金交付申請時においてエコ事業所に登録されていること。
- (10) 補助金により導入する設備に関して、国、福岡県及び他の地方公共団体から交付されるいかなる補助金も受けていないこと。
- (11) 補助金を交付した事業について、県が補助事業名、補助金を受けた事業者の名前（法人にあっては名称）、住所（法人にあっては本社の所在地）、補助事業の内容等の公表に同意すること。
- (12) その他、知事が必要と認める要件を満たすこと。

(補助対象事業等)

第6条 補助対象事業及び補助対象設備、補助率、補助上限額は、別表1に定めるとおりとする。

2 補助要件は、別表2に定めるとおりとする。

(補助対象経費等)

第7条 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表3に定めるとおりとする。

2 この補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付すものとする。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができるものとする。

(補助回数の制限)

第8条 補助金の交付申請は、一事業者につき、同一年度に一事業所一回限りとする。ただし、過去に本補助金による補助を受けた事業所は、補助対象外とする。

(補助金の交付申請)

第9条 交付申請者は、知事が別に定める期限までに、「福岡県中小企業脱炭素化緊急支援事業補助金交付申請書」（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者調書（様式第1号の2）

- (2) 役員等名簿（様式第1号の3）
- (3) 事業計画書（様式第1号の4）
- (4) 補助事業を行う事業所における前年度の燃料使用量（様式第1号の5）
- (5) 省エネルギー設備の省CO₂効果（様式第1号の6） ※高効率空調機器又は高効率給湯機器に関して補助金交付申請を行う場合に限る。
- (6) 収支予算書（様式第1号の7）
- (7) 暴力団排除に係る誓約書（様式第1号の8）
- (8) 法人の場合は、法人の登記事項証明書の写し（履歴事項全部証明書）、直近1年分の決算書（貸借対照表、損益計算書）
- (9) 個人事業主の場合は、税務署の收受印のある直近1年分の青色申告決算書の写し
- (10) 一般用納税証明書（県税に未納がないことの証明）の写し（福岡県の県税事務所が、直近3か月以内に発行したものに限り）
- (11) 第5条第6号の要件を満たすことを証明する、次のいずれかの書類
 - ア 福岡県脱炭素経営はじめの一步。応援プログラム（福岡県中小企業脱炭素経営推進事業）において設定した「温室効果ガス排出量の削減目標」が分かる書類
 - イ 「SBT認定」を取得済みであることが分かる書類
- (12) 様式第1号の4～様式第1号の6を補足する次の書類
 - ア 補助事業で導入予定の設備仕様が分かる書類（カタログ等）
 - イ 補助事業を行う事業所における年間の電力使用量が証明できる書類（電気料金の請求書等、新築の場合は不要）
 - ウ 補助事業で導入する太陽光発電設備で発電する電気の50%以上を、同一敷地内に所在する交付申請者の事業所で使用（自家消費）することを証明できる書類（算定方法の詳細や内訳が分かる書類）
- (13) 補助事業で導入する太陽光発電設備の設置場所の土地及び建物の登記事項証明書の写し
- (14) エコ事業所登録証の写し
- (15) 補助対象設備を設置予定の建物の全景写真、補助対象設備の設置予定場所の写真
- (16) その他知事が必要と認める書類

2 交付申請者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

3 知事は、補助金交付申請書の提出があった場合は、当該申請書の内容が第5条に定める本事業の交付対象の要件に適合するものを受理するものとし、申請書の提出時点で不備のあるものにあつては、補正が完了した時点で受理する。

4 交付申請者は、交付決定前に申請を取り下げる場合、補助金交付申請取下申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

5 知事は、第1項に基づき提出された補助金交付申請書に記載された補助金交付申請額の合計金額が予算の総額に達したときは、公募期間中であっても、本事業の募集を終了することができる。

（補助金の交付決定）

第10条 知事は、前条第1項の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定通知書（様式第3号）により交付の決定を通知する。

2 知事は、前項の場合において必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき、条件を付して補助金の交付の決定をすることができるものとする。

(補助事業の取下げ)

第11条 交付申請者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、交付決定を辞退しようとするときは、交付決定の日の翌日から10日以内に、交付決定辞退届(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(補助事業の変更、中止又は廃止)

第12条 交付の決定を受け補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに事業計画変更(中止・廃止)承認申請書(様式第5号)を知事に提出し、その承認を得なければならない。

(1) 補助事業の内容又は経費を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる場合を除く。

ア 申請のあった補助事業の目的や効果に影響しない範囲での仕様等の変更を行う場合。

イ 補助対象設備の経費区分ごとに配分された補助対象経費の20%以内の流用増減(流用増減後の補助対象設備ごとの補助金の額が、交付の決定を受けた補助金の額を超えない場合に限る。)

ウ その他、知事が必要と認めるとき。

(2) 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。

2 知事は、前項の規定により、補助事業の変更・中止・廃止を承認するときは、事業計画変更(中止・廃止)承認通知書(様式第6号)により、速やかに補助事業者へ通知するものとする。

3 知事は、前項の承認をする場合において、必要があるときは、交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(事業遅滞の届出)

第13条 補助事業者は、補助事業が補助対象期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業遅延等届出書(様式第7号)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(帳簿書類の検査、補助事業の遂行・是正のための措置)

第14条 知事は、本事業の適正かつ円滑な実施を図るため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は県の職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

2 知事は、補助事業が交付決定の内容又はこれに附した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者にその遂行を命ずることができるものとする。

3 知事は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、補助事業の遂行の一時停止を命ずることができるものとする。

4 知事は、報告を受けた補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して命ずることができるものとする。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、事業が完了したときは、事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった年度の2月19日のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、知事が必要と認めるときは、別途提出期限を定めることができるものとする。

(1) 事業報告書(様式第8号の2)

(2) 収支決算書(様式第8号の3)

(3) 支出証拠書類の写し

(4) 第21条第2項に定める取得財産等管理台帳(様式第11号)

- (5) 補助対象設備の設置後の写真、補助対象設備の銘板の写真
 - (6) 20kW以上の太陽光発電設備を設置した場合、発電設備を囲う柵塀の写真及び掲示した標識の写真
 - (7) その他知事が必要と認める書類
- 2 補助事業者は、実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第12条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、速やかに前項の実績報告書を知事に提出し、知事の指示を受けなければならない。

(補助金の額の確定)

第16条 知事は、補助事業者から実績報告書を受領したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第12条第1項に基づく承認をした場合は、その承認した内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(補助金の支払)

第17条 知事は、前条の規定に基づき交付すべき補助金の額を確定した後、補助事業者に対して精算払いを行うものとする。

2 前項の規定により補助金の支払を受けようとする補助事業者は、知事に対し、精算払請求書(様式第9号の2)を提出するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第18条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税の確定に伴う報告書(様式第10号)により、速やかに知事に報告しなければならない。ただし、補助対象経費に消費税及び地方消費税に相当する額を含めていない場合は、この限りではない。

2 知事は、前項の報告により、補助金の返還が必要となった場合は、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

(交付決定の取消し等)

第19条 知事は、第12条の補助事業の中止又は廃止の承認申請があった場合及び補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 次に掲げる要件のいずれかに該当する場合

- ア 交付決定に付した第10条第2項又は第12条第3項に基づく条件に適合していなかったとき。
- イ 正当な理由なく第15条第1項に規定する期日までに実績報告に係る書類を提出しなかったとき。
- ウ 実績報告提出書類に不備があり、その修正に応じなかったとき。
- エ 第13条に基づく事業遅滞の届出に際して示された指示に従わなかったとき。
- オ 上記アからエのほか、この要綱に規定する事項及び県の指示に従わなかったとき。

(2) 法令、この要綱の定めに違反した場合

(3) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(4) 補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

(5) 交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部若しくは一部を継続する必要がなくなった場合又は補助事業者の責に帰さない事情により補助事業の遂行ができない場合

(6) その他県が交付決定を取り消すことが適当と認めるとき

2 前項の規定は、第16条の規定に基づく額の確定があった後においても適用する。

- 3 知事は、第1項の規定に基づく交付決定の取消しを行ったときは、交付決定取消通知書（様式第11号）により補助事業者に速やかに通知する。

（補助金の返還）

第20条 知事は、前条の規定に基づき補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に対する補助金の交付を既に行っているときは、その補助金の返還を命ずるものとする。

- 2 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第5号の場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 3 第2項の補助金の返還期限は、当該命令がなされた日から20日以内とする。
- 4 知事は、補助事業者が、返還すべき補助金を前項に規定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

（財産の管理等）

第21条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、本事業の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（様式第12号）を備え、これを管理しなければならない。

（財産の処分の制限）

第22条 補助事業者は、法定耐用年数の期間内において、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄（以下「処分」という。）しようとするときは、財産処分承認申請書（様式第13号）を知事に提出し、その承認を受けなければならないものとする。

- 2 前項の取得財産等のうち、処分を制限する財産は、1件あたりの取得価格又は効用の増加額が50万円以上の機械装置、重要な器具その他の財産とする。
- 3 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させるものとする。ただし、当該取得財産等の処分が次の各号のいずれかに該当する処分であるときは、納付を要しないものとする。
 - （1）災害又は火災により使用できなくなった施設の取り壊し又は廃棄
 - （2）立地上又は構造上危険な状態にある施設の取り壊し又は廃棄
 - （3）補助事業者の責めに帰さない事情によりやむを得ず行う取壊し又は廃棄（相当の補償を得ている場合を除く。）
- 4 前項に規定する取得財産等の処分に係る納付額は、別に定める場合を除き、処分する部分の残存価額に対する補助金相当額とする。この場合において、適正な対価でなされる有償による処分については、処分する部分の残存価額に対する補助金相当額を上限とし、当該部分の処分により発生する収益のうちの補助金相当額とする。
- 5 第3項の財産の処分による収入の納付期限は、当該命令がなされた日から20日以内とする。
- 6 知事は、補助事業者が、納付すべき財産の処分による収入を前項に規定する納付期限までに納付しなかったときは、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて民法（明治29年法律第89号）第404条第1項の規定による法定利率により計算した延滞金を徴するものとする。

（補助事業の経理）

第23条 補助事業者は、この補助事業に係る経理の収支を明らかにするために、これに関

する帳簿及び証拠書類その他補助事業の実施に関する必要な書類を整備し、補助期間が終了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

- 2 前項の規定に基づき保管すべき帳簿等のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができるものとする。

(設備導入効果の情報発信及び県事業への協力等)

第24条 補助事業者は、事業実施期間の属する県の会計年度の翌年度から起算して2年間、経過報告書(様式第14号)に次に掲げる書類を添えて、毎年6月末日までに県に報告するものとする。

(1) 累計発電電力量が確認できるモニター表示機等の写真

(2) 累計売電電力量が確認できる売電メーター又はモニター表示機等の写真(写真を添付できない場合は、「購入電力量のお知らせ」の写しなど売電量が分かる書類)

(3) その他知事が必要と認める書類

- 2 補助事業者は、提供したデータの公表や県が実施する成果報告会への参加等、県の脱炭素社会推進関連事業へ積極的に協力するものとする。
- 3 補助事業者は、エコ事業所の継続的な登録に努めるものとする。

(自署及び押印の省略)

第25条 この要綱に定める手続きについては、福岡県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年福岡県条例第12号)第3条第1項に定める方法によって提出する場合は、当該様式への自署及び押印を省略することができる。

(その他)

第26条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関して必要な事項は、別に定める。

付則

この要綱は、令和8年3月23日から施行し、令和9年度までの補助金について適用する。

別表1 補助対象事業及び補助対象設備、補助率、補助上限額（第6条第1項関係）

補助対象事業	1. 再生可能エネルギー設備	2. 省エネルギー設備	3. 蓄電池
補助対象設備	(1) 太陽光発電設備の導入	(2) 高効率空調機器の導入 (3) 高効率給湯機器の導入 (4) コージェネレーションシステムの導入	(5) 蓄電池の導入
補助率	定額（5万円/kW） （ただし、補助対象経費が5万円/kWを下回る場合は、補助対象経費の額を補助金の額とする）	補助対象経費の3分の1以内	補助対象経費の3分の1以内（ただし、補助対象経費の上限額は16.0万円/kWhとする）
一申請あたりの補助上限額	250万円	100万円	533万円
その他	補助額は千円単位とし、端数が出た場合は切り捨てるものとする。 補助対象とする省エネルギー設備は、同一年度に一設備のみとする。 次に掲げる施設への補助対象設備を設置する事業は、補助対象事業としない。 ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託営業を行う施設 イ 宗教的活動又は政治的活動を行うことを設置目的とする施設 ウ その他公的資金の交付先として社会通念上不適切であると認められる活動を行う施設		

別表2 補助要件（第6条第2項関係）

補助対象設備	補助要件
共通	ア 各種法令等に遵守した設備であること。 イ 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。 ウ 中古設備でないこと。 エ 導入する設備は、設置に際して工事を伴う設備であること。 オ 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
(1) 太陽光発電設備	ア 太陽光発電システムの発電出力（kWを単位とし、太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの日本産業規格若しくは国際電気標準会議（IEC）の国際規格に規定されている公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの日本産業規格に基づく定格出力の合計値の小数点以下第3位を四捨五入した値のうち、いずれか小さい値とする。）が10kW以上50kW未満であること。 イ PPA（第三者所有モデル）方式や設備のリースでないこと。 ウ 増設は対象外とする。既存の太陽光発電設備を全て廃棄して新規導入する場合は補助対象とする。なお、廃棄に係る費用は対象外とする。 エ 太陽光発電設備は、自己所有の土地に所在する自己所有の建物の屋根に設置すること。 オ 本事業により導入する太陽光発電設備で発電する電力量の50%以上を、同一敷地内に所在する補助事業者の事業所で使用（自家消費）すること。 カ 発電した電力量及び発電した電力の使用量を明らかにする機器を備えること。

	<p>キ 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。ただし、離島等供給約款において、再エネ供給に係る定めがない場合、1時間ごとの再エネ発電量の実績と需要量の実績を把握・管理し、再エネ電力供給と民生電力需要を実質的に紐付けること等により、前段の環境価値の帰属に係る要件を満たしていると思なすものとする。</p> <p>ク 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又は FIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。</p> <p>ケ 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。</p> <p>コ 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専ら FIT の認定を受けた者に対するものを除く。）。特に、次の（ア）～（シ）をすべて遵守していることを確認すること。</p> <p>（ア） 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。</p> <p>（イ） 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。</p> <p>（ウ） 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。</p> <p>（エ） 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。</p> <p>（オ） 20 kW以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した福岡県中小企業脱炭素化緊急支援事業補助金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。</p> <p>（カ） 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。</p> <p>（キ） 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。</p> <p>（ク） 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。</p> <p>（ケ） 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。</p> <p>（コ） 交付対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。</p> <p>（サ） 交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。</p> <p>（シ） 災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。</p>
(2)高効率空調機器の導入	<p>ア 「(1)太陽光発電設備」を導入する敷地内に所在する補助事業者の事業所に、太陽光発電設備と同時導入すること。</p>

(3)高効率給湯機器の導入	<p>イ 導入する設備は、既存設備に代えて導入する設備であり、既存設備と同一の目的で使用し、使用用途が同じであること。</p> <p>ウ 従来の空調機器・給湯機器に対して、30%以上の省CO₂効果(※)が得られるものであること。</p>
(4)コージェネレーションシステムの導入	<p>ア 「(1)太陽光発電設備」を導入する敷地内に所在する補助事業者の事業所に、太陽光発電設備と同時導入すること。</p> <p>イ 都市ガス、天然ガス、LPG、バイオガス等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生装置又は燃料電池であること。温泉付随ガスを燃料とする場合は、温泉法第14条の2の規定による温泉の採取の許可を受け、又は同法第14条の5の規定による可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けて採取されているものであること。</p>
(5)蓄電池の導入	<p>ア 「(1)太陽光発電設備」を導入する敷地内に所在する補助事業者の事業所に、太陽光発電設備と同時導入すること。</p> <p>イ 蓄電池容量(単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。)が20kWh以上であること。</p> <p>ウ 原則として「(1)太陽光発電設備」によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。</p> <p>エ 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。</p> <p>オ 補助対象経費が11.9万円/kWh以下(工事費込み、消費税及び地方消費税額を除く。)の蓄電システムとなるよう努めること。</p> <p>カ 各地方公共団体の火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。</p>

※ 「30%以上の省CO₂効果」とは、更新前後において、設備に応じたエネルギーを消費することによって発生するCO₂量を比較(設備の効率向上及び燃料転換によるCO₂発生量差を加味)し、発生するCO₂発生量が70%以下になることをいう。ただし、電力会社変更によるCO₂削減効果(排出係数変更)を加味しないものとする。

別表3 補助対象経費（第7条第1項関係）

経費区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 （直接工事費）	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ① 特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） ② 水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③ 機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）） ④ 負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費）
	本工事費 （間接工事費）	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ① 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ② 準備、後片付け整地等に要する費用 ③ 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④ 技術管理に要する費用 ⑤ 交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいう。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいう。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する費用をいう。 ※必要最小限度の範囲とすること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及び試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。
	設備費	設備費	